社保協FAX ニュース

21.9.16

和歌山県社会保障推進協議会 TEL 073-425-9355 FAX073-488-7623

いのちまもる緊急行動を実施~社保協、県地評、大運動が共催

9月4日(土) JR 和歌山駅前でマイクで訴える



県社保協、県地評、大運動実行委員会は9月4日 (土)に、「いのちまもる緊急行動」を実施しました。 これは全国一斉に行動が呼びかけられたことに呼応 した取り組みでした。

宣伝カーからは、医療従事者や介護従事者が次々とマイクを握り、現状を訴えました。

「現場は限界を超えている、スタッフを増やしてほしい」「コロナに加えてワクチン接種でも医療現場はキリキリ舞い」

9月3日、5日には県下各地域でもスタンディングなど行動が行われました。

★年金裁判 原告側の証人が全員(12人)採用される

第21回目の年金裁判が9月10日に開かれ、原告側が申し入れていた証人が全員(12人)採用されました。証人による証言は、10月27日と29日に行われます。

この日は、年金者組合県本部の武内書記長が意見陳述を行いました。「年金だけでは足りず、毎月 2,3万円貯金を取り崩している」「特例水準解消の2.5%引き下げを元に戻し、マクロ経済スライド は廃止してほしい」と訴えました。

◎【憲法 25 条 2 項の立法過程】~原告準備書面 17 より

『社会党の修正案では、23条(現行25条)2項の冒頭部分に「この権利保障するため」と記載されていたが、結局「前項の方は、最小限度という風に非常に遠慮して書いてありますね。第2項の方は、もう最小限どころではないので、もっと上へ行けばいくほどよいのではないかという気分がありまして、かえって前項と引っかかりがない方が、理想まで高くという気持ちが出やしないか」「なくてもよい」(佐藤政府委員)と説明され、現行25条の書きぶりとなった。』



被告側は、生活保護制度があるから、年金制度が老後の生活をまかなうことができなくても憲法 25 条に反しないとしているが、25 条 2 項の立法過程を無視したもの、意義を否定するものです。

第31回生活保護裁判のご案内

■日時 9月24日(金)午前11時 和歌山地裁 ※終了後、弁護士会館にて報告・交流集会を行う予定です。